

国民年金だより

むつ年金事務所
☎22-2278

老齢基礎年金はいつから受けられるの？

老齢基礎年金は、保険料を納めた期間などの受給資格期間が25年以上ある人が65歳から受けられる年金です。20歳から60歳になるまでの40年間保険料を納めた人は、年間で満額（772,800円）の老齢基礎年金を受けることができます。

早くもらう繰上げ支給

希望すれば、60歳から65歳になるまでの間に減額された繰上げ支給の年金を受けることができます。請求したときの月単位の年齢によって減額率が決まります。

減額率 $0.5\% \times 65\text{歳になる月の前月までの月数}$

- 一度決めた減額率は一生変更できません。
- 繰上げ支給を受けた後は障害基礎年金を受けられません。
- 国民年金の任意加入者は繰上げ支給を請求できません。

| 請求時の年齢 | 請求時から65歳になる月の前月までの月数 | 減額率 |
|----------------|----------------------|-------------|
| 60歳0ヶ月～60歳11ヶ月 | 60月～49月 | 30.0%～24.5% |
| 61歳0ヶ月～61歳11ヶ月 | 48月～37月 | 24.0%～18.5% |
| 62歳0ヶ月～62歳11ヶ月 | 36月～25月 | 18.0%～12.5% |
| 63歳0ヶ月～63歳11ヶ月 | 24月～13月 | 12.0%～6.5% |
| 64歳0ヶ月～64歳11ヶ月 | 12月～1月 | 6.0%～0.5% |

ねんきん出張相談所の開設について

むつ年金事務所の職員が年金相談や納付相談に対応しますので、ご自分の年金について確認したいことや相談したいことがある方は、年金手帳などを持参のうえ、この機会をぜひご利用ください。

- ・開設日 6月3日(火)
- ・場所 アルサス しおさいホール
- ・時間 午後1時から午後6時まで

【お問合せ】むつ年金事務所（国民年金課）
住民・環境部門 担当：石戸

障害者スポーツ大会に参加しませんか？

8月31日(日)、青森県総合運動公園陸上競技場で、第22回青森県障害者スポーツ大会が開催されます。

大会参加資格者は、青森県内に住所を有する方、または、青森県内の施設、学校等に入所、通所並びに通学する方のうち、平成26年4月1日現在12歳以上で、身体障害者手帳の所持者・児、療育手帳を所持する知的障害者・児と精神障害者保健福祉手帳を所持する方です。

競技種目は競争（50m、100m、200m、400m、800m、1500m、スラローム）、跳躍（走高跳、立幅跳、走幅跳）、投てき（砲丸投、ソフトボール投、ジャベリックスロー、ビーンバック投）があります。

出場種目は、1人1種目です。競技方法は予選を行わず1回の決勝です。

希望される方は、6月10日(火)までに下記担当までお問合わせください。また、応援を希望される方がある場合も同様をお願いします。

【お問合せ】青森県障害者スポーツ大会実行委員会 ☎017-738-5033
福祉・健康づくり部門 担当：葛野

村県民税（第1期）、固定資産税（第2期）、介護保険料（第1期）の納期は、

6月30日(月)です。忘れずに納付しましょう！

※諸事情により、納期ごとの納付が困難な方は、分割による納付も可能です。

お気軽に住民福祉課 税務・国保部門までご相談ください。